

八重山地区県立学校長 殿

沖縄県教育委員会  
教育長 金城 弘昌  
(公印省略)

## 八重山地区の県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の変更について(通知)

みだしの件について、令和2年9月3日付け、教県第 866 号により八重山地区の県立学校における幼児児童生徒及び教職員の郡外への移動に係る取扱について通知したところですが、県内の感染拡大状況は収束に向かっており、緊急事態宣言が9月5日に解除されたことを踏まえ、登校・出勤の取扱を下記のとおり一部変更いたします。

については、幼児児童生徒、職員、保護者へ周知の上、対応をお願いします。

なお、今後、状況に変化があった場合は、対応の変更等、改めて通知いたします。

### 記

#### 1 郡外へ移動した場合の登校・出勤の取扱等

##### (1) 対象者

- ① 県立学校に在籍する幼児児童生徒
- ② 県立学校に所属する教職員

##### (2) 登校・出勤の取扱について

- ① 帰島後、原則、7日間の出席停止及びその後7日間の健康観察を行う。ただし、学校長の認める教育的活動による県内移動や進路に係る県内移動に関しては、健康観察、感染症対策を徹底した上で登校を可とする。

##### ※感染症予防対策

- 県内に移動し、帰島した場合、登校前に自宅で検温し、登校後は保健室で検温を行うなど健康観察及び感染予防対策を徹底する。
- 県外移動に関しては、進路決定を間近に控え、授業参加の申し出があった生徒については、健康観察、感染症対策を徹底した上で、授業参加を可とする。
- 移動先では、不要不急の外出や人との接触は、可能な限り避けるよう指導する。また、厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ(Cococa)を利用するなどの対策を講じる。

##### ② 教職員の場合

帰島後、原則、7日間の在宅勤務及びその後7日間の健康観察を行う。ただし、校長、教頭、事務長、養護教諭及び特に校長が必要と認めた業務に係る出張命令等で移動した教職員は、健康観察を徹底した上で、通常勤務とする。

※出席停止期間及び在宅勤務期間は、帰島した日を1日目として算出すること。

##### (3) 適用期間

新型コロナウイルス感染拡大防止の取組を必要とする当面の間とする。

##### (4) 出席及び服務等の取扱について

- ① 幼児児童生徒等は学校保健安全法第19条による出席停止とする。
- ② 教職員は、原則、在宅勤務とする。

#### 2 学習指導への対応

自宅待機中の児童生徒等に対しては、学習課題を提示し、学習の継続を図ること。

#### 3 寮生への対応

寮生が帰省等で郡外へ移動し、帰島した場合、原則として待機場所は学寮の居室とし、不要不急の外出を控えるよう、指導すること。